介護報酬の解釈 1 単位数表編

Ⅰ 一2 指定地域密着型サービス [指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成 18 年 3 月 ※サービス名横の【】内は1単位数表編での掲載ページ数 14 日厚生労働省告示第 126 号) 等]

1 定期巡回·随時対応型訪問介護看護費【P595】

ル 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施 しているものとして市町村長に届け出た指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業 所が、利用者に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、**イ**か らチまでにより算定した単位数の 1000 分の 24 に相当する単位数を所定単位数に加 算する。

※区分支給限度基準額の算 定対象外

【厚生労働大臣が定める基 準】→大臣基準告示・四十八 の三[③[法令編] I 一(3)掲載]

◇介護職員処遇改善加算/介護職員等特定処遇改善加算/介護職員等ベースアップ等支援加算について〔老 計発第 0331005 号・老振発第 0331005 号・老老発第 0331018 号 第2の2切/伽》/伽)

介護職員処遇改善加算/介護職員等特定処遇改善加算/介護職員等ベースアップ等支援加算の内容については、別途 通知(「介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的 考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」〔令和4年6月21日老発0621第1号→③ 「法令編 IV-(2)掲 載〕) を参照すること。

2 夜間対応型訪問介護費 [P610]

ト 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施 しているものとして市町村長に届け出た指定夜間対応型訪問介護事業所が,利用者に 対し、指定夜間対応型訪問介護を行った場合は、イから二までにより算定した単位数 の 1000 分の 24 に相当する単位数を所定単位数に加算する。

※区分支給限度基準額の算 定対象外

【厚生労働大臣が定める基 準】→大臣基準告示・五十一 の三[③[法令編] I -(3)掲載]

◇介護職員処遇改善加算/介護職員等特定処遇改善加算/介護職員等ベースアップ等支援加算について〔老 計発第 0331005 号・老振発第 0331005 号・老老発第 0331018 号 第 2 の 3 似 / (3) / (4)] 2の(17)/(18)/(19)を準用する。

2の(ハ)/(l8)/(l9) 介護職員処遇改善加算/介護職員等特定処遇改善加算/介護職員等ベースアップ等支援加算につ いて

介護職員処遇改善加算/介護職員等特定処遇改善加算/介護職員等ベースアップ等支援加算の内容については、 別途通知(「介護職員処遇改善加算,介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関す る基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について | 〔令和4年6月21日老発0621第1号→③ 「法令 編] Ⅳ-(2)掲載]) を参照すること。

2の2 地域密着型通所介護費 [P646]

へ 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施 しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所が,利用者に 対し、指定地域密着型通所介護を行った場合は、**イ**からハまでにより算定した単位数 | 準】→大臣基準告示・五十一 の 1000 分の 11 に相当する単位数を所定単位数に加算する。

※区分支給限度基準額の算 定対象外

【厚生労働大臣が定める基 の十二[③[法令編] I -(3)掲載]

◇介護職員処遇改善加算/介護職員等特定処遇改善加算/介護職員等ベースアップ等支援加算について〔老 計発第 0331005 号・老振発第 0331005 号・老老発第 0331018 号 第 2 の 3 の 2 ધ)/(೭೫)/

2の(17)/(18)/(19)を準用する。

2の(17)/(18)/(19) 介護職員処遇改善加算/介護職員等特定処遇改善加算/介護職員等ベースアップ等支援加算について

介護職員処遇改善加算/介護職員等特定処遇改善加算/介護職員等ベースアップ等支援加算の内容については、別途通知(「**介護職員処遇改善加算,介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について**」 [令和 4 年 6 月 21 日老発 0621 第 1 号 \rightarrow ③ [法令編] IV -(2) 掲載〕)を参照すること。

3 認知症対応型通所介護費 [P674]

へ 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対し、指定認知症対応型通所介護を行った場合は、イからハまでにより算定した単位数の 1000 分の 23 に相当する単位数を所定単位数に加算する。

※区分支給限度基準額の算定対象外

【**厚生労働大臣が定める基準**】→大臣基準告示・五十三の三(③[法令編] I −(3)掲載〕

- **◇介護職員処遇改善加算/介護職員等特定処遇改善加算/介護職員等ベースアップ等支援加算について**〔老 計発第 0331005 号・老振発第 0331005 号・老老発第 0331018 号 第 2 の 4 (20) / (21) / (22) 〕 2 の(17) / (18) / (19) を準用する。
 - 2の(17)/(18)/(19) 介護職員処遇改善加算/介護職員等特定処遇改善加算/介護職員等ベースアップ等支援加算について

介護職員処遇改善加算/介護職員等特定処遇改善加算/介護職員等ベースアップ等支援加算の内容については、別途通知(「**介護職員処遇改善加算,介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について**」〔令和 4 年 6 月 21 日老発 0621 第 1 号→③ [法令編] IV -(2)掲載))を参照すること。

4 小規模多機能型居宅介護費 [P697]

レ 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定小規模多機能型居宅介護を行った場合は、イから力までにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数を所定単位数に加算する。

※区分支給限度基準額の算 定対象外

【**厚生労働大臣が定める基準**】→大臣基準告示・五十八の三[③[法令編] I −(3)掲載〕

- **◇介護職員処遇改善加算/介護職員等特定処遇改善加算/介護職員等ベースアップ等支援加算について**〔老 計発第 0331005 号・老振発第 0331005 号・老老発第 0331018 号 第 2 の 5 (17) / (18) / (19) 〕 2 の (17) / (18) / (19) を準用する。
 - 2の(17)/(18)/(19) 介護職員処遇改善加算/介護職員等特定処遇改善加算/介護職員等ベースアップ等支援加算について

介護職員処遇改善加算/介護職員等特定処遇改善加算/介護職員等ベースアップ等支援加算の内容については、別途通知(「**介護職員処遇改善加算,介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について**」 [令和 4 年 6 月 21 日老発 0621 第 1 号→③ [法令編] IV -(2)掲載))を参照すること。

- 5 認知症対応型共同生活介護費 [P724]
- ヨ 介護職員等ベースアップ等支援加算
 - 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施 しているものとして市町村長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所が,利 用者に対し,指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は,**イ**から**ヲ**までにより算 定した単位数の1000分の23に相当する単位数を所定単位数に加算する。

※区分支給限度基準額の算 定対象外

【**厚生労働大臣が定める基** 準】→大臣基準告示・六十の 三[③[法令編] I −(3)掲載]

- **◇介護職員処遇改善加算/介護職員等特定処遇改善加算/介護職員等ベースアップ等支援加算について**〔老 計発第 0331005 号・老振発第 0331005 号・老老発第 0331018 号 第 2 の 6 (18) / (19) / (20) 〕 2 の(17) / (18) / (19) を準用する。
 - 2の(17)/(18)/(19) 介護職員処遇改善加算/介護職員等特定処遇改善加算/介護職員等ベースアップ等支援加算について

介護職員処遇改善加算/介護職員等特定処遇改善加算/介護職員等ベースアップ等支援加算の内容については、別途通知(「**介護職員処遇改善加算,介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について**」 [令和 4 年 6 月 21 日老発 0621 第 1 号→③ [法令編] IV -(2)掲載))を参照すること。

- 6 地域密着型特定施設入居者生活介護費 [P750]
- ヌ 介護職員等ベースアップ等支援加算
 - 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型特定施設が、利用者に対し、指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行った場合は、イからトまでにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

※区分支給限度基準額の算 定対象外

【**厚生労働大臣が定める基準**】→大臣基準告示・六十二の三[③[法令編] I −(3)掲載]

- **◇介護職員処遇改善加算/介護職員等特定処遇改善加算/介護職員等ベースアップ等支援加算について**〔老 計発第 0331005 号・老振発第 0331005 号・老老発第 0331018 号 第 2 の 7 (18) / (19) / (20) 〕 2 の(17) / (18) / (19) を準用する。
 - 2の(17)/(18)/(19) 介護職員処遇改善加算/介護職員等特定処遇改善加算/介護職員等ベースアップ等支援加算について

介護職員処遇改善加算/介護職員等特定処遇改善加算/介護職員等ベースアップ等支援加算の内容については、別途通知(「介護職員処遇改善加算,介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」〔令和 4 年 6 月 21 日老発 0621 第 1 号→③ [法令編] IV -(2)掲載〕)を参照すること。

- 7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費 [P807]
- ク 介護職員等ベースアップ等支援加算
 - 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設が,入所者に対し,指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行った場合は,イから本までにより算定した単位数の 1000 分の 16 に相当する単位数を所定単位数に加算する。

※区分支給限度基準額の算 定対象外

【**厚生労働大臣が定める基準**】→大臣基準告示・七十三の三(③[法令編] I −(3)掲載〕

2の(17)/(18)/(19) 介護職員処遇改善加算/介護職員等特定処遇改善加算/介護職員等ベースアップ等支援加算について

介護職員処遇改善加算/介護職員等特定処遇改善加算/介護職員等ベースアップ等支援加算の内容については、別途通知(「**介護職員処遇改善加算,介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について**」 [令和 4 年 6 月 21 日老発 0621 第 1 号→③ [法令編] IV -(2)掲載))を参照すること。

8 複合型サービス費 [P846]

ウ 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、イからナまでにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数を所定単位数に加算する。

※区分支給限度基準額の算 定対象外

【厚生労働大臣が定める基準】→大臣基準告示・八十一の三[③[法令編] I −(3)掲載]

- **◇介護職員処遇改善加算/介護職員等特定処遇改善加算/介護職員等ベースアップ等支援加算について**〔老 計発第 0331005 号・老振発第 0331005 号・老老発第 0331018 号 第 2 の 9 (30) / (31) / (32) 〕 2 の(17) / (18) / (19) を準用する。
 - 2の(17)/(18)/(19) 介護職員処遇改善加算/介護職員等特定処遇改善加算/介護職員等ベースアップ等支援加算について

介護職員処遇改善加算/介護職員等特定処遇改善加算/介護職員等ベースアップ等支援加算の内容については、別途通知(「介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」 [令和 4 年 6 月 21 日老発 0621 第 1 号 \rightarrow ③ [法令編] IV -(2)掲載))を参照すること。